

特別養護老人ホーム つくも苑  
重要事項説明書

社会福祉法人 つくも会

# 重要事項説明書

## 1 事業者

法人名 : 社会福祉法人 つくも会  
法人所在地 : 福岡県直方市大字上新入和田 2116-7  
代表者名 : 理事長 坂田 宗晴  
電話番号 : 0949-25-0165

## 2 ご利用施設

施設の名称 : 特別養護老人ホーム つくも苑  
施設の所在地 : 福岡県糟屋郡篠栗町大字金出 3226 番  
施設長名 : 施設長 安永 剛士  
電話番号 : 092-948-0993  
FAX番号 : 092-948-0995

## 3 利用対象者

・介護認定の結果において、要介護 3 以上の認定を受けた方。  
※国の定める特定要件を満たす場合のみ要介護 1・2 の方も入所申込みが可能。

## 4 定員及びユニット

施設の入所定員は 80 名とする。8 ユニット各 10 名。

## 5 施設概要

### (1) 建物

構造 : 鉄骨造 地上 5 階建て  
延べ床面積 : 3,590.12 m<sup>2</sup>  
利用定員 : 80 名

## 6 施設の基本方針

・特別養護老人ホーム つくも苑は、入居者一人ひとりの尊厳を重視し、個々の自立を尊重した生活を実現できるように総合的な生活援助を実践することを目的とします。

・施設の職員が介護保険という国家プロジェクトを担っていると自覚し、人材育成に努めることで、篠栗町やこの地域に貢献できるものと考えています。

・ご入居者のご家族、地域の皆様、そのすべてに関わる方々が幸せとなれるためにできないことは何もありません。

## 7 職員体制

(1) 施設長（管理者）	1名
(2) 事務員	1名以上
(3) 生活相談員	1名以上
(4) 介護支援専門員	1名以上
(5) 介護職員	27名以上
(6) 看護職員	3名以上
(7) 医師（嘱託）	1名
(8) 管理栄養士	1名

## 8 職員の責務

### (1) 施設長（管理者）

施設の従業者及び業務の一元的な管理を行う。

### (2) 事務員

庶務及び会計事務に従事する。

(3) 生活相談員

入居者及び家族の相談に応じるとともに、適切なサービスが提供できるよう、施設内のサービス調整、及びその他の機関との連絡、調整を行う。

(4) 介護支援専門員

介護保険に関する手続き業務、及び施設介護計画書の作成を行う

(5) 介護職員

入居者の心身の状況を的確に把握し、当事業のサービス計画に基づく、入浴、排泄食事その他の日常生活の介護、相談、援助業務等を行う。

(6) 看護職員

入居者の健康状態を的確に把握し、当事業のサービス計画に基づく適切な看護、保険衛生業務等を行う。

(7) 機能訓練指導員

入居者の機能訓練の指導等を行う。

(8) 医師（嘱託）

入居者の診療及び保健衛生の管理指導を行う。

(9) 管理栄養士

入居者の栄養状態を的確に把握し、当事業のサービス計画に基づく適切な食事・栄養に関する指導、相談業務、給食管理等を行う。

## 9 サービス内容

(1) 食事

管理栄養士による献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮した、バラエティーに富んだ食事を提供します。

食事提供時間：朝食	7：30	～	9：30
昼食	12：00	～	14：00
おやつ	15：00	～	17：00
夕食	17：30	～	19：30

(2) 排泄

利用者の状態に応じた適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。

ケアにあたっては、プライバシーに配慮し個別支援を行います。

(3) 入浴

できる限り、利用者の生活習慣を把握し、近づけられるよう努め不衛生にならないよう年間を通じて最低、週 2～3 回の入浴または清拭を行います。寝たきりの方でも機械浴を使用し入浴することができます。

(4) 離床・整容など

寝たきり防止のため、また生活リズムを整えるためにできる限り離床できるよう配慮します。

また、個人の尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう支援します。

特に、ユニットに出る時などは外出の観点から利用者とともに整容を楽しめるようにします。

シーツ交換は週 1 回及び、随時必要に応じて実施します。

(5) 機能訓練

機能訓練指導員による利用者の状況に応じた機能訓練を行い、身体機能の低下を防ぐよう努めます。

機能訓練は、生活リハビリだけでなく、外出によるリハビリなど必要に応じて実施していきます。

(6) 健康管理

医療スタッフによる日々のバイタル管理だけでなく、定期的な診察日には嘱託医、あるいは協力医療機関などと 24 時間体制で連携していきます。

(7) 相談及び援助

当施設は、利用者および家族からいかなる相談にも応じ、可能な限り必要な支援を行うように努めます。

(8) 社会生活上の便宜

当苑では、必要な教養娯楽設備を備えるとともに、施設での生活を実りあるものにするために適切なレクリエーションや季節行事などを企画します。

- (9) 保険給付外サービス  
次項参照

## 10 利用料金

### 1 食費・居住費

#### (1) 介護保険負担限度額認定者以外の者

料金の種類	金額	備考
食事の提供に要する費用	1,445円/日 (朝食385円、昼食505円、おやつ50円、夕食505円)	※
居住に要する費用	ユニット型個室 2,066円/日	

※朝食、昼食、おやつ、夕食に分けて設定することも可能

#### (2) 介護保険負担限度額認定者

料金の種類	金額
食事の提供に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	第1段階認定者 300円/日
	第2段階認定者 390円/日
	第3段階①認定者 650円/日
	第3段階②認定者 1,360円/日
居住に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	第1段階認定者 ユニット型個室 880円/日
	第2段階認定者 ユニット型個室 880円/日
	第3段階①認定者 ユニット型個室 1,370円/日
	第3段階②認定者 ユニット型個室 1,370円/日

#### (3) 社会福祉法人による生計困難者に対する介護サービスに係る利用者負担軽減制度事業 (対象者)

住民税非課税で、次の要件をすべて満たして保険者が認める者

- ①年間収入が150万円以下（世帯員1人ごとに50万円を加算）
- ②預貯金等が350万円以下（世帯員1人ごとに100万円を加算）
- ③日常生活に供する資産以外に資産がない
- ④親族等に扶養されていない
- ⑤介護保険料を滞納していない

(軽減対象となる費用)

サービスに係る介護費負担 (1割負担)、食費・居住費 (滞在費)

(軽減割合)

原則 1 / 4

(老齢福祉年金受給者は 1 / 2)

※生活保護受給者は居住費 (従来型個室、ユニット型準個室、ユニット型個室に限る。) を全額軽減。なお、生活保護受給者の 1割負担分・食費は生活保護より給付される。

## 2 介護報酬

### (1) 基本サービス費

(単位：1日)

要介護区分	介護報酬単位	介護報酬(10割分)	1割負担額	2割負担額	3割負担額
要介護1	670単位	6,700円	670円	1,340円	2,010円
要介護2	740単位	7,400円	740円	1,480円	2,220円
要介護3	815単位	8,150円	815円	1,630円	2,445円
要介護4	886単位	8,886円	886円	1,772円	2,658円
要介護5	955単位	9,550円	955円	1,910円	2,865円

### (2) 加算サービス費

※必要に応じて関係法令に基づいた費用が加算されることがあります。

加算区分	加算 単位数	加算額	単位	自己負担 (1割~3割負担)			
				1割	2割	3割	
看護体制加算 (I)	6単位	60円	1日に つき	6円	12円	18円	
看護体制加算 (II)	13単位	130円		13円	26円	39円	
夜勤配置加算	(I) イ	22単位	220円	22円	44円	66円	
	(II) イ	27単位	270円	27円	54円	81円	
	(III) イ	28単位	280円	28円	56円	84円	
	(IV) イ	33単位	330円	33円	66円	99円	
個別機能訓練加算	(I)	12単位	120円	1月に つき	12円	24円	36円
	(II)	20単位	200円		20円	40円	60円
ADL維持等加算	(I)	30単位	300円	つき	30円	60円	90円
	(II)	60単位	600円		60円	120円	180円
生活機能訓練	(I) (3月に1回を限度)	100単位	1,000円		100円	200円	300円

向上連携加算	(Ⅱ) (個別機能訓練加算未算定の場合)	200 単位	2,000 円		200 円	400 円	600 円
	(Ⅱ) (個別機能訓練加算算定の場合)	100 単位	1,000 円		100 円	200 円	300 円
日常生活継続支援加算		46 単位	460 円	1 日に つき	46 円	92 円	138 円
若年性認知症入所者受入加算		120 単位	1,200 円		120 円	240 円	360 円
専従常勤医師配置加算		25 単位	250 円		25 円	50 円	75 円
精神科医師配置加算		5 単位	50 円		5 円	10 円	15 円
障害者生活支援体制加算	(Ⅰ)	26 単位	260 円		26 円	52 円	73 円
	(Ⅱ)	41 単位	410 円		41 円	82 円	123 円
初期加算 (入所後及び再入所後 30 日間以内)		30 単位	300 円		30 円	60 円	90 円
外泊時費用 (1 月に 6 日を限度)		246 単位	2,460 円		246 円	492 円	738 円
外泊時在宅サービス利用費用 (1 月に 6 日を限度)		560 単位	5,600 円		560 円	1,120 円	1,680 円
再入所時栄養連携加算		200 単位	2,000 円	1 回 限り	200 円	400 円	800 円
退所時等相 談援助加算	退所前訪問相談援助加算 (入所中 1 回(又は 2 回)限度)	460 単位	4,600 円	1 回~ 2 回限り	460 円	920 円	1,380 円
	退所後訪問相談援助加算 (退所後 1 回限度)	460 単位	4,600 円	1 回 限り	450 円	900 円	1,350 円
	退所時相談援助加算	400 単位	4,000 円		400 円	800 円	1,200 円
	退所前連携加算	500 単位	5,000 円		500 円	1,000 円	1,500 円
栄養マネジメント強化加算		11 単位	110 円	1 日に	11 円	22 円	33 円
経口移行加算		28 単位	280 円	つき	28 円	56 円	84 円
経口維持加算	(Ⅰ)	400 単位	4,000 円	1 月に つき	400 円	800 円	1,200 円
	(Ⅱ)	100 単位	1,000 円		100 円	200 円	300 円
口腔衛生管理加算	(Ⅰ)	90 単位	900 円		90 円	180 円	270 円
	(Ⅱ)	110 単位	1,100 円		110 円	220 円	330 円
療養食加算 (1 日に 3 回を限度)		6 単位	60 円	1 回に	6 円	12 円	18 円
配置医師緊急時対応加算	(早朝・夜間)	650 単位	6,500 円	つき	650 円	1,300 円	1,650 円
	(深夜)	1,300 単位	13,000 円		1,300 円	2,600 円	3,900 円
看取り介護加算(Ⅰ)	(1) 死亡日以前 31 日以上 45 日以下	72 単位	720 円	1 日に つき	72 円	144 円	216 円
	(2) 死亡日以前	144 単位	1,440 円		144 円	288 円	432 円



	4日以上 30日以下						
	(3) 死亡日以前 2日又は3日	680単位	6,800円		680円	1,360円	2,040円
	(4) 死亡日	1,280単位	12,800円		1,280円	2,560円	3,840円
看取り介護加算(2)	(1) 死亡日以前 31日以上 45日以下	72単位	720円	1日に つき	72円	144円	216円
	(2) 死亡日以前 4日以上 30日以下	144単位	1,440円		144円	288円	432円
	(3) 死亡日以前 2日又は3日	780単位	7,800円		780円	1,560円	2,340円
	(4) 死亡日	1,580単位	15,800円		1,580円	3,160円	4,740円
在宅復帰支援機能加算		10単位	100円		10円	20円	30円
在宅・入所相互利用加算		40単位	400円		40円	80円	120円
認知症専門ケア加算	(Ⅰ)	3単位	30円	1日に つき	3円	6円	9円
	(Ⅱ)	4単位	40円		4円	8円	12円
認知症行動・心理症状緊急対応加算 (7日間限度)		200単位	2,000円		200円	400円	600円
褥瘡マネジメント加算	(Ⅰ)	3単位	30円	1月に つき	3円	6円	9円
	(Ⅱ)	13単位	130円		13円	26円	39円
	(Ⅲ) (3月に1回を限度)	10単位	100円		10円	20円	30円
排せつ支援加算	(Ⅰ)	10単位	100円	1月に つき	10円	20円	30円
	(Ⅱ)	15単位	150円		15円	30円	45円
	(Ⅲ)	20単位	200円		20円	40円	60円
	(Ⅳ)	100単位	1,000円		100円	200円	300円
自立支援促進加算		300単位	3,000円		300円	600円	900円
化学的介護推進体制加算	(Ⅰ)	40単位	400円		40円	80円	120円
	(Ⅱ)	50単位	500円		50円	100円	150円
安全対策体制加算 (入所者1人につき1回を限度)		20単位	200円	1回に つき	20円	40円	60円
サービス提供体制強化加算	(Ⅰ)	22単位	220円	1日に つき	22円	44円	66円
	(Ⅱ)	18単位	180円		18円	36円	54円
	(Ⅲ)	6単位	60円		6円	12円	18円

介護職員処遇改善加算 (毎月の総単位数に対して)	(Ⅰ)	1月につき +140/1000を加算
	(Ⅱ)	1月につき +136/1000を加算
	(Ⅲ)	1月につき +113/1000を加算
	(Ⅳ)	1月につき +90/1000を加算

※上記の費用については、職員員の配置状況、所有資格等により変更となる場合があります。

※介護報酬改定等により料金等に変更が生じる場合は、担当省庁及び福岡県または所管する保険者より改定内容確定後ご説明いたします。

## (2) その他の費用 (介護保険給付対象外)

料金の種類	項目	算定方法	金額
理美容代	カット	1回	2,000円
	髭剃り・顔剃り	1回	1,000円
	シャンプー	1回	1,000円
	カット・顔剃り・シャンプーの 3項目セット	1回	3,500円
	髪染め(シャンプー料金込み)	1回	4,500円
外食等特別な食事	要した費用の実費		
日常生活において通常必要となるものに掛る費用	日常生活用品の購入代金	1品	実費
	レクリエーション等の材料費、イベント等参加費	1品	実費
口座振替手数料	福岡銀行以外の金融機関にて 口座引落を利用する場合	1回	150円+消費税
預り金管理料	例外的に預り金等の管理を行う場合	1月につき	3,000円

## (3) その他 預り金等の管理について

ご入居にあたり、事務所での金銭のお預かりや、入居者が自ら管理するなどの行為は原則、控えさせていただきます。物品購入や、行事の際に使用する場合には、事前にご家族にご連絡し、了承を頂いたのち、購入費用の立て替えをし、後日請求させていただきます。ただし、入居者の状況を考慮し、預り金等管理規程に基き預り金等の管理を受託する場合があります。

### 1.1 サービス提供の記録等

- (1) 施設は、サービスを提供した際には、あらかじめ定められた「個別サービス提供記録」等の書面に、サービス内容を記載します。
- (2) 施設は、一定期間ごとに、「施設サービス計画」等の見直しを行い前項の「個別

サービス計画書」等に内容を記録します。

- (3) 施設は前項にある「個別サービス計画」等の記録を作成してから5年間はこれを適正に保存し、入居者及び家族の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

## 1 2 苦情申立先

### (1) 当施設ご利用相談室

窓口担当者 : 生活相談員 久保 浩一郎  
解決責任者 : 施設長 安永 剛士  
ご利用時間 : 8:30 ~ 17:30  
ご利用時間 : TEL 092-948-0993 FAX 092-948-0995  
(些細なことでも、お気軽にご相談ください)

なお、苦情相談・ご意見箱を事務室前に設置しております。

第三者委員 : 坂口 哲也 (福祉施設管理者) 090-9656-2888  
: 桑崎 忠 (福祉施設管理者) 090-8008-1124

### (2) 次の公的機関においても、苦情の申し立てができます。

- ・福岡県国民健康保険団体連合会 事業部介護保険課 (介護サービス相談窓口)  
TEL : 092-642-7859 FAX : 092-642-7857
- ・福岡県社会福祉協議会 (福岡県運営適正化委員会)  
TEL : 092-915-3511 FAX : 092-584-3790
- ・篠栗町役場 福祉課 介護保険担当  
TEL : 092-947-1111 FAX : 092-947-7977
- ・福岡県広域連合粕屋支部  
TEL : 092-652-3111 FAX : 092-652-3106

### (3) 虐待相談、通報等受付窓口

- ・篠栗町地域包括支援センター  
TEL : 092-948-6650

## 1 3 嘱託医及び協力医療機関

### (1) 嘱託医

医院名	住所	電話番号	診療科目
三野原病院	糟屋郡篠栗町金出 3553	092-947-0040	内科・循環器内科・皮膚科

## (2) 協力医療機関

医院名	住所	電話番号	診療科目
片井整形外科・内科病院	粕屋郡粕屋町大隈 132-1	092-938-4860	内科・整形外科
田川慈恵病院	田川郡福智町弁城 3552	0947-22-1887	内科・精神科
篠栗病院	糟屋郡篠栗町大字尾仲 94	092-947-0711	内科・外科・整形外科・精神科
三野原病院	糟屋郡篠栗町金出 3553	092-947-0040	歯科
青洲会病院	糟屋郡粕屋町長者原西4丁目 11-8	092-939-0010	

### 1 4 身体拘束の禁止

当施設では、サービスの提供に当たり、ご入所者もしくはほかのご入所者の身体に危険が生じるような緊急やむを得ない場合を除いて、ご入所者の身体拘束をすることはありません。

ただし、やむを得ず、身体拘束を行う際は、ユニット会議などで回避方法について十分に検討した上で、身体拘束を行う以外に安全確保が困難と判断されたケースについて、施設長や各専門職からなる「身体拘束廃止委員会」が緊急やむを得ない場合①切迫性②非代替性③一時性に該当するか否か、その必要性について十分に検討した上で、ご入所者もしくはご家族へ説明し、同意を頂いた上で実施します。

また、身体拘束を行った場合、その状況を記録し、ユニット会議、身体拘束廃止委員会において拘束回避の可能性について、定期的に検討し、回避に向けた努力を行うと共に、その結果をご入所者もしくはご家族に説明いたします。

### 1 5 事故発生後の対応及び賠償責任

(1) 当施設は、ご入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合、ご入居者の家族、又は身元引受人並びに自治体及び各関係機関に連絡し、必要な措置を講じます。

(2) 当施設は、サービスの提供によりご入居者に賠償すべき事故が発生した場合、天災地異等不可抗力による場合を除き、速やかに誠意をもって損害賠償を行います。

ただし、当該事故の発生につき、ご入居者の側の重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができます。

(3) 当施設は万が一の事故に備え、損害賠償保険に加入しています。

### 1 6 非常災害時の対策

非常時の対応 : 別途定める「特別養護老人ホーム つくも苑 消防計画」に則り対応を行います。

非常時の訓練等防災設備

: 別途定める「特別養護老人ホーム つくも苑 消防計画」に則り、年  
2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を、入居者の方も参加して実  
施します。

消防計画等 : 消防署への届出日 : 令和4年 3月10日  
防火管理者名 : 安永 剛士

## 17 守秘義務

事業所及びサービス従事者又は従業員は、介護老人福祉施設サービスを提供するう  
えで知り得た契約者又はその家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩し  
ません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

## 18 個人情報の保護

特別養護老人ホームつくも苑では、入居者の個人情報について「個人情報の保護に  
関する法律及び厚生労働省が策定した「医療・介護従事者における個人情報の適切な  
取り扱いの為のガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。  
職員が得た入居者の個人情報については、原則として施設の介護サービス以外の目的  
で利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて入居者又はそのご  
家族の了解を得るものとしします。

## 19 高齢者虐待防止

入居者の人権擁護・虐待防止の為に、研修等を通じて、職員の人権意識の向上や知  
識や技術の向上に努めます。

## 20 当施設ご利用の際に留意していただく事項

差入れ・贈物等	<p>ご入居者への食べ物を差し入れる際は、職員へご連絡いただきませうようお願いいたします。また、差入れ・贈物は本人のみとし、他のご入居の方や職員へのもてなし等は一切お断りします。</p> <p>場合によっては、ご返却させていただく場合がございますのでご了承ください。</p>
来訪・面接	<p>来訪の場合、面会時間は（概ね9：00～17：00）を厳守し、その都度、「面会記録簿」へ記入してください。来訪者が宿泊される場合、事前にご相談ください。緊急時の場合はこの限りではありません。</p> <p>※面会時は、施設で実施している感染症対策へのご協力をお願いいたします。</p>
外出・外泊	<p>外出・外泊の際には、必ず行先と帰宅時間を外出外泊される2日前までにお知らせください。</p>
居室・設備 器具の使用等	<p>施設内の居室や設備、器具は本来の用途に従ってご利用ください。これに反し利用し、破損等が発生した場合は実費請求させていただきます</p>
喫煙	<p>喫煙は、定められた場所以外ではお断りいたします。</p>
飲酒	<p>飲酒の習慣がある方は、事前に看護スタッフまでお知らせ下さい。なお、体調や病状などでお断りすることがございます。</p>
迷惑行為等	<p>騒音等他の方のご迷惑となる行為はご遠慮ください。また、むやみに他者の居室に立ち入らないようお願いいたします。</p>
宗教・政治活動	<p>施設内で他の入居者に対する宗教及び政治活動はご遠慮ください</p>
動物飼育	<p>施設内でのペットの持ち込み及び飼育はお断りさせていただきます</p>
介護現場におけるハラスメント	<p>利用者及び利用者家族等の禁止行為</p> <p>① 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為） 例：物を投げつける／蹴る／叩く／唾を吐く</p> <p>② 職員に対する精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為） 例：大声を発する／怒鳴る／特定の職員に嫌がらせをする／「この程度出来て当然」等と理不尽なサービスを要求する</p> <p>③ 職員に対するセクシャルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為） 例：必要もなく手や腕を触る／抱きしめる／あからさまに性的な話をする</p>

## 2.1 看取り介護について

看取り介護は「特別養護老人ホーム つくも苑 看取りに関する計画」に基づき、ご入居者が医師の診断のもと、回復が見込めないと判断されたときに、最後の場所及び治療について入居者の意思、並びにご家族の意向に十分に配慮して行われるものです。

つくも苑では、看取り介護を希望する入居者及びご家族への支援を職員一同、医師・協力機関と共に身体的・精神的苦痛の緩和をし、できる限り尊厳と安楽を保ち安らかな最期が迎えられるようケアを提供してまいります。

また、看取り介護を実施中にやむを得ず病院等への搬送することがある場合には、病院等との情報提供にて、継続的な支援が行えるよう努めます。

### (1) 看取り体制

- ① ご入居時に本人及びご家族の生前意思を確認します。以降は途中変更も可能です。お気軽にご相談ください。
- ② 看取り介護とは、医師の診断（医学的回復が見込めないと判断されたとき）がなされたとき看取り介護の開始時期となります。
- ③ 看取り介護実施に当たり、入居者及びご家族は施設で看取り介護を受けるか、医療機関に入院するか選択できます。
- ④ 看取り介護においてはそのケアに携わる管理者・医師・看護師・介護職員・生活相談員・介護支援専門員・管理栄養士が協力し看取りに関する計画書を作成し、原則1週間以上、説明を行い、同意を得て看取り介護を適切に行います。必要に応じて、計画内容の変更を行います。

### (2) 医師・看護師体制

- ① 嘱託医と情報を共有し看取り介護の協力体制を築いてまいります。  
看護師は24時間の連絡体制を確保（オンコール体制）、入居者の疼痛緩和等、安らかな状態を保てるよう状態の把握に努めます。

## 2.2 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	② なし		

## 附則

この内容は令和4年4月1日から施行する。

この内容は令和4年9月1日から改正し施行する。

この内容は令和5年4月1日から改正し施行する。

この内容は令和5年6月1日から改正し施行する。

この内容は令和6年4月1日から改正し施行する。

この内容は令和6年6月1日から改正し施行する。

この内容は令和6年8月1日から改正し施行する。

この内容は令和6年11月26日から改正し施行する。

但し、法改正等につき追記・変更する場合がある



私は、本書に基づいた説明を受け、同意いたしました。

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者

特別養護老人ホーム つくも苑

職 名 \_\_\_\_\_ 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

利用者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

(代筆の場合)

代筆者氏名 \_\_\_\_\_ 印

(本人との関係 )